

有効求人・求職者数

求人・求職賃金状況（フルタイム・常用）

ハローワーク木場（令和7年3月）

（単位：人・倍・円）

有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率 (原数値)	職 種	求人賃金		求 職 賃 金
				上限	下限	
9,301	9,803	0.95	職 業 計	299,564	238,428	283,208
51	59	0.86	管理的職業従事者	366,406	282,288	570,909
1,531	1,656	0.92	専門的・技術的職業従事者	369,196	265,962	297,283
68	42	1.62	製 造 技 術 者（開 発）	384,857	234,929	300,000
72	55	1.31	製 造 技 術 者（開 発 を 除 く）	383,342	247,917	250,000
280	76	3.68	建 築 ・ 土 木 ・ 測 量 技 術 者	453,853	296,975	340,769
156	461	0.34	情 報 処 理 ・ 通 信 技 術 者	398,318	227,598	308,478
9	9	1.00	そ の 他 の 技 術 者	438,667	294,000	0
35	23	1.52	医 師，歯 科 医 師，獣 医 師，薬 剤 師	399,234	284,808	437,500
235	138	1.70	保 健 師，助 産 師，看 護 師	372,655	293,061	298,750
94	55	1.71	医 療 技 術 者	369,153	288,941	275,000
70	76	0.92	そ の 他 の 保 健 医 療 従 事 者	288,562	223,262	266,000
386	170	2.28	社 会 福 祉 専 門 職 業 従 事 者	327,784	254,425	258,636
27	248	0.11	美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者	299,200	244,686	265,385
97	303	0.32	そ の 他 の 専 門 的 職 業	353,849	256,182	309,268
1,055	3,229	0.33	事務従事者	275,908	225,575	282,677
665	2,557	0.26	一 般 事 務 従 事 者	265,231	219,917	291,167
88	312	0.28	会 計 事 務 従 事 者	295,291	239,188	261,389
51	48	1.19	生 産 関 連 事 務 従 事 者	304,142	226,961	243,333
159	215	0.74	営 業 ・ 販 売 事 務 従 事 者	282,153	228,956	246,667
0	0	－	外 勤 事 務 従 事 者	0	0	0
48	20	2.40	運 輸 ・ 郵 便 事 務 従 事 者	313,207	260,724	0
38	77	0.49	事 務 用 機 器 操 作 員	275,650	192,178	241,429
909	610	1.49	販売従事者	283,988	238,853	295,125
493	184	2.68	商 品 販 売 従 事 者	242,197	230,582	224,444
5	13	0.38	販 売 類 似 職 業 従 事 者	270,000	250,000	290,000
411	413	1.00	営 業 職 業 従 事 者	343,844	250,547	316,500
831	631	1.32	サービス職業従事者	277,718	229,371	247,647
0	0	－	家庭生活支援サービス職業従事者	0	0	0
359	162	2.22	介 護 サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	299,462	244,956	232,857
66	24	2.75	保 健 医 療 サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	231,087	206,076	200,000
115	46	2.50	生 活 衛 生 サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	329,268	239,256	260,000
78	144	0.54	飲 食 物 調 理 従 事 者	296,870	225,308	276,250
49	129	0.38	接 客 ・ 給 仕 職 業 従 事 者	375,990	272,525	249,000
65	55	1.18	居 住 施 設 ・ ビ ル 等 管 理 人	209,404	209,404	227,333
99	71	1.39	そ の 他 の サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	263,094	223,879	268,000
764	70	10.91	保安職業従事者	216,318	201,933	210,000
4	28	0.14	農林漁業従事者	0	0	0
631	320	1.97	生産工程従事者	302,149	224,579	264,194
9	3	3.00	生産設備制御・監視従事者（金属製品）	264,515	214,635	0
17	6	2.83	生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	314,500	257,500	250,000
2	0	－	機 械 組 立 設 備 制 御 ・ 監 視 従 事 者	0	0	0
117	53	2.21	製 品 製 造 ・ 加 工 処 理 従 事 者（金属製品）	344,357	230,893	252,222
137	112	1.22	製 品 製 造 ・ 加 工 処 理 従 事 者（金属製品を除く）	281,038	225,485	294,000
48	20	2.40	機 械 組 立 従 事 者	349,864	226,746	220,000
187	42	4.45	機 械 整 備 ・ 修 理 従 事 者	282,989	219,561	325,000
4	5	0.80	製 品 検 査 従 事 者（金属製品）	252,500	202,500	0
2	0	－	製 品 検 査 従 事 者（金属製品を除く）	0	0	0
5	2	2.50	機 械 検 査 従 事 者	321,000	236,000	0
103	77	1.34	生 産 関 連 ・ 生 産 類 似 作 業 従 事 者	368,652	234,495	243,636
1,869	349	5.36	輸送・機械運転従事者	293,576	242,253	294,259
0	0	－	鉄 道 運 転 従 事 者	0	0	0
1,607	256	6.28	自 動 車 運 転 従 事 者	293,445	243,893	305,476
0	1	0.00	船 舶 ・ 航 空 機 運 転 従 事 者	0	0	0
108	35	3.09	そ の 他 の 輸 送 従 事 者	286,250	242,523	280,000
154	57	2.70	定 置 ・ 建 設 機 械 運 転 従 事 者	301,612	214,800	237,143
816	98	8.33	建設・採掘従事者	372,848	254,360	287,500
144	19	7.58	建 設 軀 体 工 事 従 事 者	381,823	259,438	250,000
268	35	7.66	建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	371,637	248,383	362,500
135	29	4.66	電 気 工 事 従 事 者	361,045	248,318	225,000
269	15	17.93	土 木 作 業 従 事 者	376,612	264,283	283,333
0	0	－	採 掘 従 事 者	0	0	0
840	793	1.06	運搬・清掃・包装等従事者	274,504	237,616	235,179
619	259	2.39	運 搬 従 事 者	277,400	241,292	260,000
99	157	0.63	清 掃 従 事 者	250,063	215,688	203,077
7	15	0.47	包 装 従 事 者	0	0	300,000
115	362	0.32	その他の運搬・清掃・包装等従事者	283,195	236,528	223,684
0	1,960	0.00	分類不能の職業	0	0	283,150
274	575	0.48	IT関連の職業	364,415	225,510	305,091
230	492	0.47	I T 技 術 関 連	395,983	228,247	308,125
11	68	0.16	I T 操 作 関 連	251,475	193,902	248,333
33	15	2.20	I T 製 造 関 連	301,724	224,039	500,000
954	392	2.43	福祉関連の職業	340,260	269,894	261,628
636	218	2.92	介 護 関 連	319,461	254,196	242,174
318	174	1.83	そ の 他	368,321	291,073	284,000

※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開設した求職者数が含まれています。

※ 求人賃金は、求人票の所定内賃金の上限・下限の平均値、求職賃金は、希望税込み額の平均値。

※ 「IT関連の職業」及び「福祉関連の職業」についてはそれぞれの職業から抽出した内数。

※ 令和5年4月から「平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分」にて集計しています。

※ 資料出所：職業安定業務統計

※有効求人倍率とは：求職者に対する求人数の割合をいいます。倍率が1を上回っていれば、求職者1人につき1つ以上の求人があることになります。

※常用とは：雇用契約において雇用期間の定めがない、又は4ヶ月以上のもの（季節を除く）をいいます。